

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### ～交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは？～

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

#### 第三者の行為とは？

交通事故



他人の飼った犬にかまれた



購入食品や飲食店等での食中毒



暴力行為



これらのようなけが・病気になったら

#### ■必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

#### ■警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

#### ■市区町村の窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、必ず市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

#### 【申請に必要なもの】

- 第三者行為による被害届
- 被保険者証
- 被保険者の印鑑
- 交通事故証明書（後日でも可）など
- ※詳しくは住民課戸籍保険グループへ

#### 【お問い合わせ先】

北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011-290-5601  
もしくは  
住民課戸籍保険グループ

## 知っていますか？

## 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

### 特徴

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
- ◎掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。

- 加入できる事業主  
建設業を営む方
- 対象となる労働者  
建設業の現場で働く人
- 掛金 日額310円

#### 建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しています。

#### 建退共から事業主の皆様へのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。電子申請の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

■お問い合わせ 建退共北海道支部 ☎011-261-6186

8月は「北方領土返還要求運動強調月間」です！

